

# 急速な少子高齢化の進行

わが国では、今後更に急速に少子高齢化が進行することが予想されています。今回の改正は、将来にわたり年金制度を安心できるものとするために必要なものです。

## ○未婚率の推移

		1975年	2000年
25～ 29歳	男	48.3%	69.3%
	女	20.9%	54.0%
40～ 44歳	男	3.7%	18.4%
	女	5.0%	8.6%

(資料)総務省統計局「国勢調査報告」

## ○平均初婚年齢の推移

	1975年	2003年
男	27.0歳	29.4歳
女	24.7歳	27.6歳

(資料)厚生労働省「人口動態統計」

○「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」では、未婚化・晩婚化以外に、夫婦の出生力自体にも低下傾向が見られることが明らかになりました。

女性が一生涯に何人の子どもを産むか  
→ 2050年には1.39人。これは、世界でも極めて低い水準です。

(合計特殊出生率)

1975年 1.91人  
2003年 1.29人  
2025年 1.38人  
2050年 1.39人

現役世代何人で高齢者を支えるか  
→ 2025年には、現役世代2人で1人の高齢者を支えることに。

(20～64歳の人口：65歳以上人口)

1975年 7.7人:1人  
2000年 3.6人:1人  
2025年 1.9人:1人  
2050年 1.4人:1人

年金の受給期間はどの程度か  
→ 2025年には、年金をもらう期間の平均は男性で19年、女性で25年

(65歳からの平均余命)

1975年 男13.7年、女16.6年  
2000年 男17.5年、女22.4年  
2025年 男18.9年、女24.8年  
2050年 男19.7年、女26.2年

制度を支える力の減少

保険料水準  
国庫負担のあり方

改革の必要性

給付費の増加

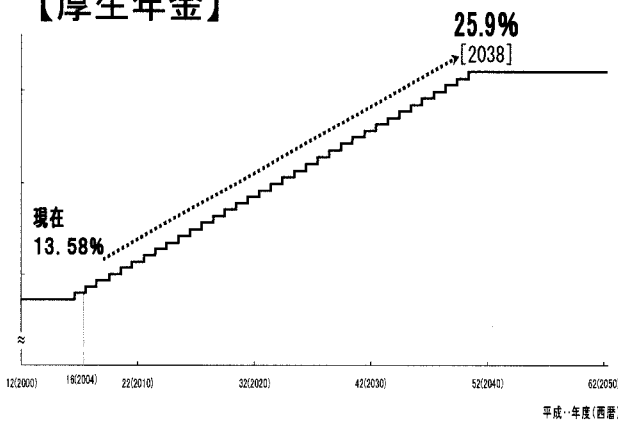
給付水準のあり方

※ 1975年、2000年、2003年は実績。2025年、2050年は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)(中位推計)」による。

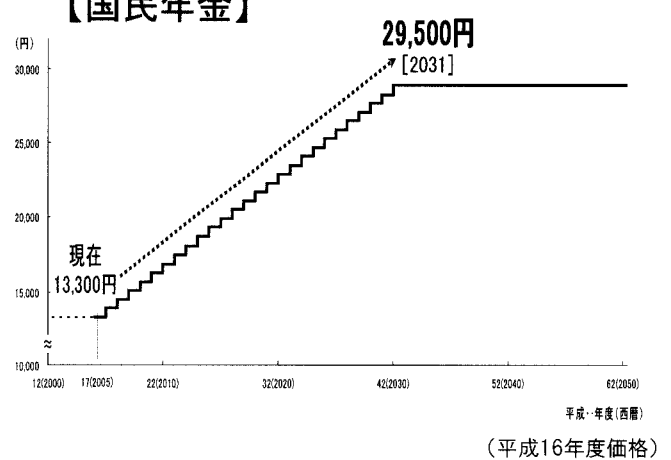
もし、改正をしないまま、これまでの年金制度を続けていこうとすると、現役世代、高齢者、いずれかの生活にとっても大きな影響が出てしまいます。

- ◎ もしも、保険料の引上げだけで制度を続けていたとすれば・・・
  - 厚生年金、国民年金の保険料を、大きく引き上げなければならなくなり、現役世代にとって過重な負担となりかねません。

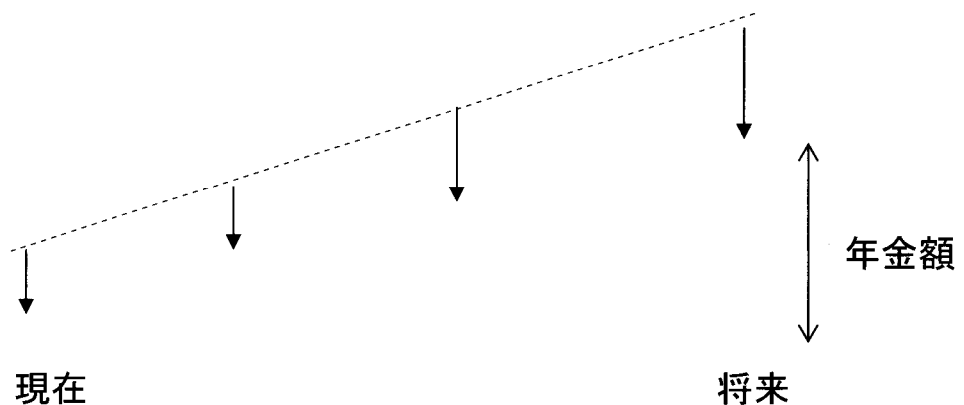
【厚生年金】



【国民年金】



- ◎ もしも、給付の見直しだけで制度を続けていたとすれば・・・
  - 高齢者のもらっている年金、そしてこれからもらう年金を、一度に3~4割も抑制しなければなりません。



今回の改正は、急速に少子高齢化が進展する中で、給付と負担の両面を見直し、「持続可能」で「安心」の年金制度を構築するものです。

# 平成16年年金制度改正の全体像

## ○100年間の給付と負担の姿を明確に

[改正前]

将来にわたって給付と負担が均衡するよう、5年毎に給付と負担を見直し

- ・おおむね100年間で給付と負担を均衡
- ・保険料の将来水準を固定し、その引上げ過程とともに法律上明記
- ・給付水準の下限を法律上明記

## ○保険料の上昇は極力抑え、将来水準を固定

[改正前]

- ・厚生年金 13.58%
- ・国民年金 13,300円

2017(平成29)年以降の保険料水準を固定

- ・厚生年金 18.3%(毎年0.354%引上げ)
  - ・国民年金 16,900円(毎年280円引上げ)
- (いずれも平成16年度価格)

## ○年金を支える力と給付のバランスを取れる仕組み

[改正前]

年金額は、賃金の伸びや物価の伸びで改定

負担の範囲内で給付とバランスが取れるようになるまでは、年金額の計算に当たって、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組みを導入します。

## ○老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保

自動調整の仕組みだけでは、給付水準が際限なく下がる可能性

標準的な年金受給世帯の給付水準は、現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保

## ○基礎年金への国の負担を1/3から1/2に

[改正前]

基礎年金の国庫負担割合は1/3

平成16年度から1/2への引上げに着手  
平成21年度までに完全に引上げ  
<それまでの道筋を法律上明記>

## ○生き方・働き方の多様化に対応した制度に

高齢者、女性、障害者など、様々な方々の多様な生き方・働き方に対応できる制度となるよう、高齢者の就業と年金、女性と年金、年金制度における次世代育成支援、障害年金の改善などについて、所要の措置を行います。

## ○自営業者などに係る保険料(国民年金保険料)の収納対策を徹底

自営業者などに係る保険料(国民年金保険料)の納付率を平成19年度に80%とするとの目標の実現に向けて、多段階免除の仕組み、若年者に対する納付猶予制度の導入などの制度的な対応を行います。

## ○若い人にも年金について分かりやすく情報提供

保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関わる個人情報を、若い人にも分かりやすくお伝えします。(年金個人情報の通知、ポイント制)

## ○企業年金の充実・安定化

企業年金の充実・安定化を図るため、

- ① 免除保険料率の凍結解除、解散時の特例措置(3年間の時限措置)など厚生年金基金の安定化
- ② 拠出限度額の引上げや中途引出しの要件緩和など確定拠出年金の充実
- ③ 企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)の措置を講じます。

## ○安全で効率的な年金積立金の運用を可能に

専門性を徹底し、責任の明確化を図るとともに、グリーンピア業務や年金住宅融資業務を廃止して運用業務に特化するため、現在、年金積立金の管理運用を行っている特殊法人(年金資金運用基金)を廃止し、新たに独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人)を創設します。